

○田川地区清掃施設組合一般廃棄物処理施設設置条例

平成 13 年 4 月 1 日

条例第 14 号

(名称及び位置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、一般廃棄物処理施設を次の場所に設置する。

ごみ処理施設

(1) ごみ焼却処理施設

名称 田川市川崎町清掃センター

位置 田川郡川崎町大字川崎 3419 番地の 3

(2) 最終処分場

名称 田川市川崎町清掃センター最終処分場

位置 田川郡川崎町大字川崎 3102 番地の 1

し尿処理施設

名称 乙女環境センター

位置 田川市大字位登 1506 番地 1

(技術管理者)

第 2 条 前条に掲げる処理施設に技術管理者を置く。ただし、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

(処理範囲)

第 3 条 田川市川崎町清掃センターは、田川市と川崎町が搬入するごみを衛生的に処理するものとする。

2 乙女環境センターは、田川市と川崎町が搬入するし尿及びし尿浄化槽汚泥をを衛生的に処理するものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 田川市川崎町清掃センター設置条例(昭和61年条例第4号)は、廃止する。

附 則(平成18年2月28日条例第1号)

この条例は、平成18年3月6日から施行する。

附 則(平成21年7月31日条例第3号)

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成25年2月22日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。